

令和7年2月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和7年2月26日(水) 午後1時30分
2. 開催場所 勝山市役所3階 第1会議室
3. 出席委員 農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名

会長	1番	松村	勘兵衛
会長職務代理	2番	廣瀬	介治
農業委員	3番	斎藤	勝
	5番	島田	幸治
	6番	山口	清
	7番	多田	充江
	8番	山口	拓雄
	9番	田中	政男
	10番	長谷川	敬祐
	11番	吉田	武博
	12番	竹内	富美子

農地利用最適化 推進委員	1番	横山	定守
	2番	坂上	信雄
	3番	田中	昭司
	5番	川原	龍夫
	6番	山本	清隆
	7番	松田	数実
	8番	林	博史
	9番	長谷川	晶俊
	10番	斉藤	清美

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第44号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第45号	農用地利用集積等促進計画（案）について（農地中間管理事業）	可決
議案第46号	現況証明願いについて	可決
議案第47号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について	可決
議案第48号	農作業標準料金について	可決
議案第49号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	可決
議案第50号	地域計画（案）に対する意見聴取について	可決

- （報告事項）・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 山本 典子 主査 土井 仁美

6.議事

事務局 長

ただいまから、令和7年2月定例農業委員会を開催いたします。
また、滝本農業委員、山内推進委員は欠席の旨お伺いしております。
それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。

松村会長

(あいさつ)
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願い
いたします。

事務局 長

ありがとうございました。
では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長（松村会長）

これより本日の会議に入ります。
事務局より2月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長（松村会長）

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、本日の議事録署名委員を
3番 齊藤 勝委員、5番 島田 幸治委員の両名にお願いします。

これより議事に入ります。

議長（松村会長）

日程第1 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としま
す。事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長（松村会長）

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。
①②については 吉田委員より報告をお願いいたします。

吉田委員

雪の影響で予定していた日での現地確認が難しい為、個人個人で現地の確認をいたし
ました。18日に5、6か所見てきました。雪があったので写真の通り、農地は見られ
ないのですが、普段雪がないときに通っておりましたので、申請地は田んぼ、畑と
なっておりました。よろしくお願いします。

議長
(松村会長)

ありがとうございました。
③について、山口 清委員より報告をお願いいたします。

山口 清委員

事務局の方から連絡がありまして、19日に現地確認に行きました。
資料通り農地であることは間違いないのを確認しました。

議長（松村会長）

ありがとうございました。
報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、これより採決いたします。
議案第44号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。

委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第44号 は、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第2 議案第45号 農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管理事業）についてを議題とします。 それでは、事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 では、議案第45号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第45号については、承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第46号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	それでは現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①については、山口 清委員から報告願います。
山口 清委員	19日に現地確認行きました。 資料の通りに住宅と工場が建っており、この通りであることを確認しました。
議長（松村会長）	②については、山口 拓雄 委員より報告をお願いいたします。
山口 拓雄委員	雪で埋もれてましたが間違いなく住宅でした。今の時期は雪で見えませんが、航空写真でも確認が取れました。よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第46号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第46号については、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第4 議案第47号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による承認についてを議案とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見ご質問はありませんか。

田中政男委員	市民農園は家庭菜園のような形であるし、近隣も家庭菜園をしていると思われるが、農薬の使用等の調整は農業公社が行っているのか。
議長（松村会長）	耕作については公社とJAがタイアップして営農指導している年もある。
事務局	規程 第5条の2につきまして、公社が設置する管理人は、借受者に対する必要な指示や栽培等の指導、その他市民農園の運営円滑に行うため必要な事を調整する業務があります。例えば、無農薬でやりたいけど横は農薬をやりたい等、個々の状況に合わせて区画変える等の調整を行っていると思います。
議長（松村会長）	ほかございますか、ないようですので、これより、採決いたします。 議案第47号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第47号 は、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第5 議案第48号 農作業標準料金についてを議案とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	説明はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見ご質問はありませんか。
議長（松村会長）	これは、基本的には県農業会議と同じ算定方法で行っていて、勝山市の実態に合わせて、少し変更した部分もございます。皆さんでそういった作業を請負う田んぼで、条件等色々あると思いますが、これを参考にやっていただけるとありがたいと思います。
横山委員	ドライブハローの該当はどこですか？
事務局	8ページ見ていただきますと代かきがドライブハローとなっております。
議長（松村会長）	この表示は目安で見ていただいてまた、お互いに決めていただければいいのではないのかと思います。
事務局	会長のおっしゃたとおり、農地の大きさや状態、耕作者の所有する機械など、それぞれ条件が異なります。今回の料金は一応の目安として出させていただくもので、最終的には当事者間でお話して決めていただかなければいけないと思います。 また、こちらの農作業料金の情報については、ホームページと3月の広報かつやまにて掲載予定でございます。
議長（松村会長）	いろいろ条件が違いますから、あくまで目安とはなりますが、よろしくお願いします。 ほかございますか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第48号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それは、議案第48号は、原案のとおり承認することに決しました。

議長（松村会長）	続きまして、日程第6 議案第49号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議案とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	それでは審議に入ります。 ご意見ご質問はありませんか。
島田委員	全国で同じタイミングで同じようやっているのか。
事務局	全国でお作りしております。 タイミングはそれぞれの委員さんの任期の時期によって異なります。
委員	遊休農地の考え方についてですが、借り手のいない土地で、なおかつ耕作してないのが条件なのか、貸してても何も耕作していない土地ということなのか、どういう条件のものをいうのですか。
事務局	自己保全で草が少し生えている農地では遊休農地とはカウントされません。草刈りや耕起をすれば、農業が始められるものは遊休農地とは言わず、例えば長年、木が生えており、耕起するには伐木作業等、重機が必要な状態となっていて、すぐに農業が始められない農地を遊休農地と言います。
議長（松村会長）	ほかにございますか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第49号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それは、議案第49号は、原案のとおり承認することに決しました。 来年度の最適化の目標については、来月推進委員会を開いていただき、推進委員さんのみで協議していただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	続きまして、日程第7 議案第50号 地域計画（案）に対する意見聴取についてを議案とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	（説明）
島田委員	地域計画に入っていないと、どんな場合でも補助金対象外れるということですよ。
事務局	地域計画が関係してくるものについては、そうですね。
長谷川委員	畔川は作るのですよね。
事務局	畔川は作ります。 作らないのは 松ヶ崎、毛屋です。
長谷川委員	1月に国から中山間直接払いの資料が私らにも届いている。これは、農用地しか入れられないことになっている。これに地域計画の目標地図にその農地がないと、交付面積から外れることになる。それが大前提なので、中山間に支払いの申請する地区には、地域計画に該当する農地の資料が全部いくのか。あと目標地図に載っている所で認定農業者がマーキングしてあるが、農振農用地外の所もマーキングされているのか。細かく筆が書いてあるものに農振農用地の区域かわかる記載があるデータがほしい。

事務局	一覧は全地区ございますが、配布予定はありません。 中山間については、現状の決まりの中の各地区の農地は地域計画には全部含めて作成をしています。
長谷川委員	今回の資料の提出が結構ギリギリでいってると思います。 3月4日に中山間の説明会があるんですね。ですので、そこで詳しい話はあるのですが、中山間と地域計画が連携している形であるとスムーズにいくのかなと思い、お話をしました。
議長（松村会長）	ほかございますか。 それでは審議に入ります。 ご意見ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第50号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それは、議案第50号は、原案のとおり承認することに決しました。
議長（松村会長）	次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので後に、次回の定例農業委員会について、事務局より説明願います。
事務局	次回の農業委員会は、令和7年3月25日（火）午後1時30分から、勝山市役所3階 第1会議室にて開催を予定しております。推進委員会については後日、日程を調整させていただき、開催させていただきます。よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	以上で本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。みなさまご協力いただきありがとうございました。 では、進行を事務局にお戻しします。
事務局長代理	松村会長、ありがとうございました。 以上で2月定例農業委員会の全体会議が終了いたしました。 廣瀬職務代理より閉会のことばを申し上げます。
廣瀬職務代理	閉会の言葉